

同行援護事業視覚障害者ガイドヘルパー ご利用のしおり

社会福祉法人調布市社会福祉協議会
同行援護事業

1 サービスの内容

調布社協では、視覚障害者の方が社会生活上不可欠な外出や社会参加などのために外出される時に、視覚障害者に対してガイドヘルパーを派遣いたします。

このガイドヘルパーは、視覚障害者の方が、安全・安心して外出（移動）するための支援を行います。

2 サービスをご利用できる方

調布市内にお住まいの、身体障害者手帳と同行援護と記載された障害福祉サービス受給者証（以下受給者証といいます。）をお持ちで、調布社協とご契約をいただいた方がご利用になれます。

当事業所では、身体介護を伴わない（自立して歩行ができる）方がご利用の対象です。

3 ご利用の内容（目的）

【ご利用できる内容】

（１）ヘルパーが、移動中や外出先で、必要な移動の援護をします。

（２）ヘルパーが、移動中や外出先で、必要な視覚的情報の支援をします。代筆・代読も行います。

例・公的機関、医療機関等社会生活上必要な施設を利用するための外出。

・余暇活動及び社会参加促進のための外出。

【ご利用できない内容】

通勤及び営業活動等の経済活動のための外出や、通学・通所・通園等のように、継続して長期に渡る外出、医療機関に入院中の場合は利用できません。

※ サービス利用については、ご遠慮なくご相談下さい。

4 利用のお申込み

障害者訪問系サービス事業利用申込書にご記入の上、身体障害者手帳と受給者証の写しを添えてお申込みいただきます。

5 ご契約について

(1) 契約開始

ご契約の準備ができましたら調布社協からご連絡させていただきます。

契約時は、ご自宅への訪問をいたします。その際にサービス利用の主な目的、心身の状況、生活環境や他の保健医療及び福祉サービスの利用についてお尋ねします。これは、適切なサービス提供のために活用させていただくもので、これらの個人情報については守秘いたします。

(2) 契約の有効期間

契約の有効期間は受給者証の支給決定期間と同じです。引き続き調布市から支給決定を受けた際は、更新の手続きが必要となるため、期間満了前に新しい受給者証を社協までお持ちください。

(3) 契約内容の変更・解除

契約支給量の変更を希望される場合には、事前に電話などで連絡の上、受給者証をご持参ください。

また、契約の解除を希望される場合には、原則として30日前に障害者訪問系サービス事業契約解約届にてお申し出ください。

6 サービスのご利用

(1) サービス提供時間

サービス提供時間は、午前6時から午後10時までを基本として、午後10時から午前6時までの深夜帯は、原則として緊急時のみの対応とさせていただきます。

(2) 事務所の営業時間

調布社協の事務所の電話がつながる時間は、月曜日～金曜日の午前9時から午後5時までです。（ただし、祝休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

(3) サービスのご利用方法

サービスのご利用は、電話（042-481-7800）でのお申込みとなります。お申込み時に待合せ（お迎え）及び終了の時間、場所、行き先、目的をお申し付けください。派遣するガイドヘルパーが決まりましたら、事業所とガイドヘルパーから電話連絡をいたします。また、前日になりましたらガイドヘルパーから再度、前日確認の電話連絡をいたします。なお、ガイドヘルパーの活動状況により、ご希望の日時にガイドヘルパーを必ず派遣できるものではないことをご了承ください。

(4) サービス利用後の確認

サービスが終了した時点で、ガイドヘルパーが持参する報告書に押印をいただきますので、ご利用当日は印鑑をお持ちください。

(5) ご利用に際してのお願い

① お申込みの時期

◆ ご利用の申込は、前月15日までに翌月分の予定をお申込み頂けると円滑な調整ができます。

◆ 前日まではお申込みいただけますが、日程が直前の場合、ご希望に添えず派遣ができない場合もあることをご了承下さい。

◆ 2か月以上前のお申込みについては様々な事情で変更となる可能性が高いため、原則としてお受けできません。

② 雨天中止のご予定の場合

雨天中止のご予定は、お申込み時にその旨をお申し付けください。

③ お申込み内容を変更される場合

お申込み内容に変更がありましたら、お早めに調布社協までご連絡ください。また、ご利用中やむを得ず利用

時間等を変更する必要がある場合、ガイドヘルパーと直接やりとりをせずに調布社協までご連絡ください。ただし、連絡ができない場合にはこの限りではありません。後日、社協までご連絡ください。

7 利用料金

- (1) 決定支給量（時間数）内のご利用であれば、原則1割をご負担していただきます。ただし、1月の合計額が自己負担上限月額を超えることはありません。
 - (2) 交通費
 - ① 外出時に移動支援している間のガイドヘルパーの交通費は利用者の負担となります。
 - ② 次の場合には、待合せ又は終了地点と調布駅間のガイドヘルパーの交通費を負担していただきます。
- ◆ 調布市外での待合せ又は終了の場合
 - ◆ 片道のみのご利用で、ガイドヘルパーが調布市外の業務開始地点へ行く場合、もしくは調布市外の終了地点から帰る場合

(3) キャンセル料

キャンセルをされる場合には至急ご連絡ください。サービスご利用日の 24 時間前までにご連絡をいただいた場合にはキャンセル料をいただきません。

なお、ご連絡をいただけなかった場合には、1 時間分の実費をいただきます。(時間帯により単価は変動します。) ただし、急な体調不良、悪天候の場合にはこの限りではありません。

8 利用料金のお支払い方法

毎月 20 日までに前月分を請求させていただきますので、月末までにお支払いください。お支払い方法は原則として口座振替でお願いしております。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

〒182-0026

調布市小島町 2-47-1 総合福祉センター

社会福祉法人調布市社会福祉協議会

電話：営業時間内 042-481-7800